

適正な違反是正業務を遂行するための大事なサポーター
予防技術検定受検にも役立つ!

新刊

図解 実務で使える 防火査察

～予防技術検定対応版～



内容現在 平成29年11月1日

予防業務支援グループ代表 北村 芳嗣 編著

著者略歴

東京消防庁入庁、予防部調査課長、浅草消防署長、府中消防署長、足立消防署長、第四消防方面本部長を経て退職。(一財)日本消防設備安全センター 違反是正支援センター次長、帝京大学 非常勤講師を歴任。

●B5判 ●312頁

●定価(本体2,500円+税)

ISBN978-4-8090-2443-6 C3032 ¥2500E

詳細は
こちら!



本書の特徴

- ☆立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアルと消防法の防火査察該当条文の内容を整理して要点を提示
- ☆予防技術検定〔防火査察〕の受検用参考書として、共通科目の範囲も掲載
- ☆理解度をチェックするための演習問題付き

発刊にあたって (抜粋)

予防業務は、消火活動、救急活動と合わせて消防行政の中での三つの大きな活動領域の一つであり、円滑な消防活動の確保の上からも重要な業務となっている。しかし、消火活動や救急活動とは業務内容が異なり、若干時間的なゆとりがあるとはいえ、消防法令に基づく行政措置権の誤りや誤った行政指導に対し行政不服審査や損害賠償請求など極めて厳しい反論がなされることがある。それゆえ、業務を適正に遂行しなければならず、法令、通知、技術基準などを正しく理解し、相手方の立場を理解した上で進めなければならない業務となっている。

現在その業務は、防火管理、危険物施設の許認可、消防用設備等の設置等に係る分野だけでなく、防火対象物点検、設備点検、火気規制、防災規制、住警器設置さらに違反処理事務など多様な分野に及んでおり、予防分野全体が広範囲なため容易に取りつきにくい印象を与える領域となっている。予防業務の基本を修得するためには、基礎となる法令をしっかり読み込んで、何がポイントとなっているかを理解した上で勉強を進めることが望まれる。

消防の業務は、予防、警防、救急など、どのような仕事も消防職員として個々人が責任をもって判断し、活動する分野が広くかつ深いものが多く、自分のスキルを磨くことにより、やりがいが出される職場である。つまり、消防の世界は、仕事の内容が個々の職員の資質に委ねられている部分が大きく、自分自身が納得して「面白い」と思うと、どのような分野も面白く感じられ充実感のある仕事となる。この本が、興味を持って、予防業務に取り組んでもらえる一助になれば幸いである。

目次

第1章 立入検査

- 1.1 立入検査の基本
- 1.2 立入検査の実務
- 1.3 防火対象物の用途別留意事項
Coffee Break 法第4条の改正
経緯について
Coffee Break 法令の基本形式と
法令用語について

第2章 違反処理

- 2.1 違反処理の基本
- 2.2 違反処理の実務(吏員命令)
- 2.3 違反処理の実務(警告、命令)
- 2.4 違反調査と命令書等作成
Coffee Break 違反是正の促進
- 2.5 違反処理に伴う行政救済
- 2.6 告発・代執行
Coffee Break 予防技術検定の
試験について

第3章 火災予防措置

- 3.1 屋外における火災予防措置
- 3.2 防火対象物の火災予防措置命令
- 3.3 防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令
- 3.4 消防吏員による防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令
- 3.5 法第5条関係の特例と行政救済措置
Coffee Break 法第5条関係の
相違点
Coffee Break 法第5条の3の
執行
Coffee Break 法第5条関係の
実際

第4章 防火管理

- 4.1 防火管理制度
- 4.2 統括防火管理制度

- 4.3 防火対象物定期点検報告制度
- 4.4 防火対象物定期点検報告の特例認定
Coffee Break 法第8条防火管理関係について
Coffee Break 法第8条の2について

第5章 防火防災対策

- 5.1 避難上必要な施設等の管理
- 5.2 自衛消防組織
- 5.3 防災管理制度
- 5.4 防災規制
- 5.5 火を使用する設備器具等に対する規制について
5.6 住宅用防災機器
Coffee Break 防火と防災管理
関係規定の一覧

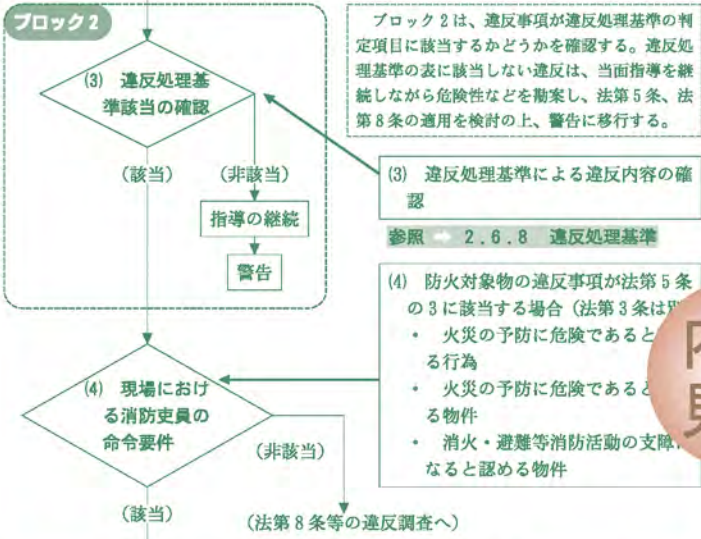
第6章 消防用設備等

- 6.1 消防用設備等の設置・維持
- 6.2 既存防火対象物の消防用設備等の設置
- 6.3 消防用設備等の検査等
- 6.4 消防用設備等の点検制度
- 6.5 消防用設備等の違反時の対応
Coffee Break 法第17条の多
様性

第7章 共通科目

- 7.1 消防組織法
- 7.2 消防法
- 7.3 危険物
- 7.4 火災調査
- 7.5 燃焼理論
- 7.6 建築基準法
- 7.7 消防法令の略語等の手引
Coffee Break 政令別表第1の
(2)項と(6)項
Coffee Break 消防法の用途の
扱い
- 7.8 参考法令

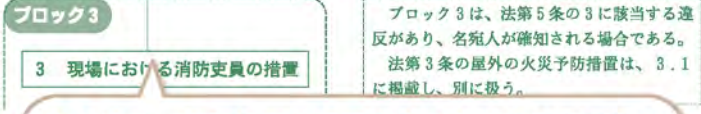
オールマイティに使える予防業務の右腕



ブロック2は、違反事項が違反処理基準の判定項目に該当するかどうかを確認する。違反処理基準の表に該当しない違反は、当面指導を継続しながら危険性などを勘案し、法第5条、法第8条の適用を検討の上、警告に移行する。

- (3) 違反処理基準による違反内容の確認
参照 → 2.6.8 違反処理基準
- (4) 防火対象物の違反事項が法第5条の3に該当する場合(法第3条は別)
- ・ 火災の予防に危険であるとする行為
 - ・ 火災の予防に危険であるとする物件
 - ・ 消火・避難等消防活動の支障となると認める物件

内容見本



ブロック3は、法第5条の3に該当する違反があり、名宛人が確知される場合である。法第3条の屋外の火災予防措置は、3.1に掲載し、別に扱う。

立入検査、違反処理の手順や方法を立入検査標準マニュアル・違反処理標準マニュアルに沿って解説

参考

- ・ 命令する内容は、受命者が実行できる範囲のことであり、固定されたロッカーや自動販売機の移動など、業者等でないといけない内容は、法第5条第1項による命令が適当となる。

ポイント

違反処理標準マニュアル 2 違反処理基準では、【事例】(物件の整理、除去)として、次のように挙げている。

- 物件が存置されていることにより、一人でさえ通行することが困難なもの
- 上記のほか、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの
 - ・ 防火戸の閉鎖障害となる物件存置
 - ・ 特別避難階段の附室、非常用エレベータの附室内の消防活動の障害となる物件存置
 - ・ 屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置

放置物件に対して、普通に通れて、避難その他の消防の活動に支障がない程度であれば、命令ではなく、指導の範ちゅうがふさわしいこととなる。

(3) 命令権者
消防長、消防署長その他の消防吏員

ポイント

参考で関連事項を取り上げて解説
ポイントで受検対策上の知識を伝授 → 明快な構成

5.2 自衛消防組織 (法第8条の2の5)

① 第八條の二の五 第八條第一項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものであるとして政令で定めるものは、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならない。

② 前項の権原を有する者は、同項の規定により自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

③ 消防長又は消防署長は、第一項の自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。

④ 第五條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

2011年6月に施行され、同時に施とから、防災(地震・テロ災害等)に定された。そのため、防災管理と横並

広範囲な予防業務を基礎から理解し実務でも活用できるように法令とリンクした画期的な編集

5.2.1 設置対象

(1) 単独用途の防火対象物(政令第4条の2の4第1号)

対象用途	規模
(1)項、(2)項、(3)項、(4)項、(5)項イ、(6)項、(7)項、(8)項、(9)項、(10)項、(11)項、(12)項、(13)項イ、(15)項、(17)項	階数が11以上、延べ面積1万㎡以上
	階数が5以上10以下、延べ面積2万㎡以上
	階数が4以下、延べ面積5万㎡以上

(階数は、地階を除く。)

Coffee Break 法第8条防火管理関係について

問 法第8条に定める防火管理者を実際に指導する際の考え方をまとめよ。

1 沿革

防火管理は、戦前の市町村条例時代からある制度として、消防法制定時に引き継いで設けられた。制定当時の内容「第8条 学校、工場、興行場、百貨店、危険物の製造所又は処理所その他市町村長の指定する建築物その他の工作物の所有者、管理者又は占有者は防火責任者を定め、消防計画を立案し、その訓練を行わなければならない。」とされ、主に消防計画に基づく訓練の実施責任者として位置付けであった。

現在では、職責の位置付けとして「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」とされ、その業務内容も法第8条には「消防計画の作成」「消火、通報及び避難の実施」「消防用設備等、消火活動上必要な施設の点検、整備」「火気の使用又は取扱いの管理」「火災発生時の初期消火の指導」「火災発生時の維持管理」「収容人員の管理」等と定められている。

この違いは、制定当時の「防火責任者」が、現在の「防火管理者」として、法的責任の下にある。

過去の災害や経緯を踏まえた本文の余話をコラム Coffee Break で解説

防火管理制度

選任

最新情報はこちらから!

東京法令 検索

申込書

図解 実務で使える防火査察-予防技術検定対応版- 申込部

定価(本体2,500円+税)【コード13063】 (送料は実費、2部以上はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 平成 年 月 日

お取扱者(自署) (TEL - -)

〒

お届け先住所

団体名 部署名 公用 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 *お客様の個人情報は、契約の履行及び関連商品の案内に利用します。
 *本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 *利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 *本人からの個人情報の利用目的の通知・表示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 *個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL:028-224-8441, privacy@tokyo-hotel.co.jp)までご連絡ください。
 *個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先
 東京法令出版 委託 受注センター
 〒381-0022 長野市大豆島3111
 FAX 0120-338-923
 TEL 0120-338-272
 (携帯電話からもお申込みできます。)

全社使用	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力印
	得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	チェック
	在庫	<input type="checkbox"/> 領収済	
	ラベル		